

〈資料〉

子の監護・面接をめぐる 親の裁判所侮辱（再考）

——カナダの西部5州について——

村 井 衡 平

カナダにおいて、幼い子を持つ夫婦の間に不和が生じ、別居・離婚へと事態が進む場合に、今後、幼い子をどちらが監護するか、それに必要な費用の負担をどうするか、さらに子を監護しなくなる父母の一方と子との面接の方法をどうするか、決めなければならない。いちど決めた内容を両者が誠意をもって実行していけば、別段の問題はないかも知れない。しかし、なんらかの事情にもとづいて、これまで子を監護してきた父母の一方が故意に自分の義務を履行しないと、またはこれまで支払ってきたものを支払わなくなったとすれば、これがまさに侮辱にほかならない。⁽¹⁾ もともと、侮辱というのは、ある権威に対する礼を失した不敬な行為を意味しており、イギリスにおいて侮辱という言葉がはじめて法上の文献に現われたのはきわめて古く、すでアングロ・サクソン時代の法律に散見する *oferhiernes* がそれであるとされる。⁽²⁾ ここで *Attenborough: The Laws of the Earliest English Kings*. 1963. をみれば、通例の1つとして、エドワード I 世（1272-1307）の法律では118頁に、アングロ・サクソン語で *oferhiernes* とされ、それと対照される119頁には英訳として *insubordination* が用いられている。⁽³⁾

このように侮辱というのは、きわめて古い言葉であり、国王の直接の命令または他の政府による手続に違反してなされてきた種々の行為をカ

バーしている。かくして、エドワード三世（1377-1399）の時代に、人々は武装して宮殿に侵入したり、最優先の守護者としての国王の権威に頑として服従しないのは侮辱として処罰された。さらにジェームス一世（1603-1623）の初期には、カトリック教徒に信仰の自由を与える意思であるという、うそのうわさを流すのは、国王に対する極悪な犯罪であるとされた。そして彼の治世第4年には、2人のカトリック教徒は、黒色火薬事件が計画されたときに議会にこなかったのは、国王に対する侮辱として逮捕された。⁽⁴⁾

このような古い起源をもつ侮辱のうち、法律上で最も重要なものが本稿で問題とする裁判所侮辱（contempt of court）にほかならない。裁判所侮辱はさらに大別して「民事侮辱」と「刑事侮辱」となる。両者のちがいは次のように説明される。裁判官をはじめとして、陪審員、証人、弁護士、訴訟当事者などに対する暴行、脅迫、侮辱を含めて、法廷における秩序紊乱はすべて、裁判所侮辱のなかの刑事侮辱（criminal contempt）の一種である「裁判所の面前における侮辱」（contempt in Facie curiae）に該当する。裁判所は通常の起訴手続によることなく、陪審を用いず、略式手続で罰金または禁錮によって罰する⁽⁵⁾ことを許されている。王座裁判所の首席裁判官であったガスコーニュ卿（1350-1419）はプリンス・ハル（当時はプリンス・オブ・ウエールズであり、のちにヘンリー5世となった）に対し、裁判所侮辱を理由に禁錮刑を科したと伝えられ⁽⁶⁾る。さらに降って1883年にいたれば、セルボーン卿が「裁判所侮辱法案」⁽⁷⁾（The Contempt of court Bill）を提出していた。卿によれば、刑事侮辱に対して民事侮辱の特色を以下のように説明している。すなわち、必ず私的損害が伴っている。侮辱者はたとえそれがまちがっていても、自分の権利を行使している点で刑事侮辱とちがっている。これも裁判所侮辱にちがいないが、単に訴訟費用を負担させるに止まり、禁錮を言渡すようなことはない。だが、故意の不服従の場合は、幾分、刑事的色彩を帯びることとなる。だが、禁錮・拘留は判決・命令を強制する手段とし

子の監護・面接をめぐる親の裁判所侮辱（再考）

で行われ、民事侮辱に刑事侮辱が伴うような場合もあるとされる。⁽⁸⁾

以上のような古い時代のイギリスの法律にその源を發した民事侮辱の考え方はアメリカと並んでカナダにおいても継受され、家族法の1分野として子の監護・面接の問題をめぐっても、西部の諸州の裁判所でも争われている。筆者はさきに本誌の第38巻第2号において、はじめて当面の問題を研討したが、本稿はそれ以降に参照できた資料・判例等を紹介するものである。なお、事例については主として、Reports of Family Law. Ist. 2d. 3d. および 4th series の第25巻までと、Mclead. child custody Law and practice. 2000. Carswell. に掲載されている事例を参照した。

- (1) 高柳賢三「コンテンプト・オブ・コウト」法曹時報4巻8号1頁以下。
- (2) 末延三次「イギリス法における裁判所侮辱の史的背景」英米法の研究 下巻, 60頁。
- (3) Attenborough: The Law of the Earliest English kings: 1963. pp. 118-119.
- (4) Joseph H. Beale. Jr: Contempt of court. criminal and civil. Harvard L. R. vol. 21. p. 161.
- (5) 末延三次「英米法の研究」下巻, 595頁-596頁。1960。
- (6) 高柳賢三「コンテンプト・オブ・コウト」法曹時報4巻8号1頁。
- (7) John Charles Fox: The Nature of contempt of court. L. Q. R. vol. 37. p. 192. 1888.
- (8) 高柳賢三・前掲論文15頁-16頁。

I ブリテッシュ・コロンビア州

① Macibarka v. Macibarka. (1996) 事件

R. F. L. Ist. vol. 29. p. 200.

この事件において、裁判所は夫に対し、彼が子と面接するのを監護親である母が認めないとき、父による裁判所侮辱命令の請求は容れられなかった。裁判所はその理由として、母をクリスマス前に拘置所に送ることは母の他の子との関係を途絶させるという。しかしながら、申立の費用は定められており、父によって支払われる子の扶養料から差し引くよう命じられていた。警察によって強制される面接が命じられた。

② **Holker v. Holker. (1986) 事件**

4th. vol. 2. p. 402.

この事件において、1981年に B. C. 州の監護命令のもとで、母に子の監護が与えられた。それより以前、仮の監護が B. C. 州および母が子と共に定住することを望んだオーストラリアにおいて与えられていた。B. C. 州の監護命令によれば、子は訪問のためにカナダに送り返され、父はオーストラリアにおいて面接すべきであるとされた。母は同じ文言でオーストラリアの命令を得ていた。1981年の12月、子は訪問のためにカナダにやってきたが、母は訪問は子をびっくりさせると主張した。母はオーストラリアに帰り、命令を入手したカナダにおいて父の面接する権利を延期し、子をオーストラリアからカナダへ移すことを禁止する。父は母が裁判所を侮辱しており、B. C. 州での彼女の財産行為を停止させる命令を申請した。1983年、母は侮辱と認定され、罰金および財産行為を停止させられた。そこで母は控訴した。

裁判所はこれに対し、控訴を認め、次のように判断していた。すなわち、母はあらゆる目的のために B. C. 州の裁判所の管轄権を甘受していなかった。あらゆる時点で監護命令によって拘束されることに理解を要求するのは、公の秩序に反していた。事情の変更した証拠は存在しなかったとか、またはオーストラリアの裁判所への申立は、B. C. 州の命令に従うことを避けるという唯一の目的のためになされた単なる食わせものにすぎなかった。

オーストラリアの裁判所は、B. C. 州の命令をそれ以前に所持しており、事情の変更を基礎としてのみ命令を変更すべきである。彼女の侮辱を一掃すべく、母は子をカナダに送り、オーストラリアの命令に違反すべきである。オーストラリアの命令が取り消されるまで、母と子が関係している国の裁判所の命令に違反するよう要求するのは不適切であった。母の行為が侮辱を構成するようなものであったということとはできない。

③ **Vivian v. Relkeff. (1995) 事件**

Mclead. ch. 10. p. 10.

この事件において、父が2人の子を訪問して面接できるよう母に要求する裁判所の命令に、母が故意に従わなかったことを理由に、裁判所侮辱を主張した。裁判所はこれに対し、果して母が裁判所侮辱であったかどうかについては、子の監護および面接に関する争点が再調査され、かつ、事実審判事が面接の成功に関する医師の報告書を参照すべきであったという。

④ **Hart v. Hart. (1996) 事件**

ch. 10. p. 11.

この事件において、父が裁判所による子との特定の面接命令に従わず、子の学校、歯科医師および医師の許可書を提出すべき命令にも違反し、また子のレポート・カードを提出しなかったとき、裁判所侮辱と認定された。

⑤ **Holker v. Holker. (1996) 事件**

3d. vol. 2. p. 293.

この事件において、1931年に B. C. 州の監護命令のもとで、母に子の監護が与えられた。それ以前、子の仮監護が、B. C. 州および母がそこに子と共に落ちつくことを望んだオーストラリアで与えられた。B. C. 州の監護命令によれば、子は訪問のためにカナダに帰ってもよく、また父はオーストラリアで子と面接することもできると定めていた。母は同じ文言で、オーストラリアにおいて命令を入手していた。1981年12月、子は訪問のためにカナダにきたが、母はこの訪問は子をそくばくさせると主張した。彼女がオーストラリアに帰るに当たり、母は、カナダにおいて父が再婚する権利を中断し、子をオーストラリアから移動されることを禁止する命令を得た。父は、母が裁判所を侮辱しており、B. C. 州に

おける彼女の財産上の行為を停止する命令を請求した。1983年4月、母は裁判所侮辱を理由に罰金が科され、財産手続が停止された。そこで母が控訴した。

裁判所はこれに対し、次のように判断した。すなわち、母はあらゆる目的のために、B. C. 州の裁判所の管轄権に従っていた。だが、人にすべての期間を通じて監護命令によって拘束されるよう要求するのは、公の秩序に違反していた。彼女の侮辱を一掃するためには、母は子をカナダに送り、オーストラリアの命令に違反すべきであった。オーストラリアの命令が取り消されるまで、母は彼女および彼女の子が居住していた国の裁判所の命令に違反するよう要求するのは、適切ではなかった。母の行為は侮辱を構成するものではないということはできなかった。

⑥ **Marcil v. Stedmann. (1999) 事件**

ch. 10. p. 12.

この事件において、母は父との間で合意した子との面接規定に故意に従わなかった。合意は裁判所に提出され、記録にとじられ、命令として強行されることができた。父は裁判所侮辱を申し立てる前に他の民事的救済を求めるよう強制されることはなかった。しかしながら、父は母が以前に何の手段もとらなかったことについて、十分な証拠を提出できなかったため、母の侮辱申立は斥けられた。侮辱の事実認定は、申し立てられた行為が面接命令に従わなかったことに不平を申し立てる最初の例を構成する場合、一般には要求されない。

⑦ **Gilmaine v. Gilmaine. (1999) 事件**

ch. 10. p. 12.

この事件において、4年の間有効であった面接命令に関する裁判所侮辱の定言を求める父の申立が棄却された。父は、母が故意に裁判所の命令に従わなかったことを合理的な疑いの余地なく立証することができな

子の監護・面接をめぐる親の裁判所侮辱（再考）

かった。父および母は過去に合意のもとで面接の計画を変更し、そして母が父の計画をわざと失敗させるような出来事は何も企てられなかった。

⑧ H. (V. M.) v. H. (J. I.). (1999) 事件

ch. 10. p. 10.

この事件において、母の散発的な公判への出席に加え、父に対する侮辱の申立は、裁判所の手続および監督技術に困乱を引き起こし、父の負っていた法律上の義務を不明瞭なものとした。父は一方的に、母が子との面接のために与えられた権利に関する裁判所命令を一方的に修正したけれども、この違反は侮辱を構成する程度にはいたらなかった。

⑨ Ebrahim v. Ebrahim. (2000) 事件

ch. 10. p. 10.

この事件において、親の一方は、子が他方の親との面接を拒否するよう助長したり、または計画される子の面接の予定と相入れない行事を慎重に計画するとき、裁判所侮辱が適用されるであろうという。

⑩ Ebrahim v. Ebrahim. (2000) 事件

ch. 10. p. 13.

B. C. 州の上訴裁判所 (court of Appeal) において、侮辱の手続は準刑事手続であり、侮辱を主張する一方当事者は、“犯罪”を十分に承知していなければならない。このような理由から、主張される出来事の日付が申立の通知の中で表示され、詳細な内容が宣誓供述書でのべられるならば、充分であると思われる。不幸にも、母の侮辱に関する父の申立は宣誓供述書としては不足し、判事は彼の判決を申立書外の日付を基礎にしていた。判事は次のようにのべた。すなわち、裁判所は刑事的な含みおよび主題のもつ自由への脅威のゆえに、侮辱への厳格な道をとった。したがって、命令はなされなかった。しかし、監護および面接のもつ讓

歩の重要性のゆえに、父の軽べつ的な行動は無視されることはできなかった。

⑪ Pot v. Pot. (2003) 事件

ch. 10. p. 2.

この事件において、母の証拠によれば、父による民事侮辱を立証するために必要な証拠として充分と考えられた。母の住居で予定された週末よりも一晩長く子を留め、母と共に去ることを拒否したことは、父の侮辱の証拠にならなかった。とくに子が14才以下であり、彼自身の意思をもっていなかったことを考えれば、そのとおりである。

II アルバータ州

① Sturkenboom v. Davies. (1996) 事件

4th. vol. 25. p. 173.

この事件において、夫婦が別居したのち、妻は夫との合意にもとづいて2人の子を事実上監護していたが、夫（原告）の承諾を得ることなく、彼女の父（被告）の助けを得て、子を外国に移した。被告はその後、原告に子の所在および彼等がカナダに帰る意思について、不正確な情報を伝えた。原告は当時外国に帰っていた被告に対し、外国における同意命令によって与えられていた子との面接権への干渉を主張した。被告は原告の主張を否認する命令を請求した。

裁判所はこれに対し、父のもつ子との面接権に干渉する母に対し、父にはそれに対抗するコモン・ロー上の訴権はないと判断した。もし子を監護している一方の親が、子と面接しようとする他方の親の行動を許可せず、またはこれに干渉するとき、裁判所は面接を“取り決め”、接触を確保するため面接を立て直し、回復し、または極端な場合には、監護親を裁判所侮辱と判断する。

② **C. (M.) v. C. (B. D.). (1997) 事件**

ch. 10. p. 17.

この事件において、監護親が常習的に裁判所の面接命令に違反し、かつ、阻止したとき、面接親の強制申立が認められた。面接親はまた強制申立のためのソリシターの費用の支払いも認められた。監護親が費用を支払わなかったとき、裁判所は父の負っている子の扶養料から差し引くよう命じた。裁判所は監護親が裁判所の有効な命令に従わないのは、刑事的な制裁を正当とすると判断した。監護親の費用などの命令が完全に履行されるまで、毎日150ドルを支払うよう命令された。

III サスカチュワン州

① **L. (J. G.) v. V. (B. M.). (1996) 事件**

ch. 10. p. 12.

この事件において、父は彼の子が母の新しい夫により養子とされるのを、子との面接が継続されることを条件に同意した。命令には無視された面接のために父に賠償的な面接を認める規定が含まれていた。命令の3カ月後、父はあるとき、警察の助けを得て6才の子と面接した。2度目には子が遅れて到着したので、父は合意した時間の延長を拒否した。3度目の週末の面接に当り、父は子が家族会に出席するための変更に同意することを拒否し、母はそれ以来、子を引き渡さなかった。父は母を裁判所侮辱と認定する命令を請求したが、棄却された。母は義父の助けを得て、父による面接に抵抗し、協力を拒否した。命令への干渉は正義に反するものであり、自己本位であり、純真な6才の子を道具とした。最初の2つの出来事は母および義父の否定的な態度を示していた。3度目はさらに重大であった。行動に関するいずれの申立も裁判所侮辱と認定された。

② **Bayerle v. Pady. (1995) 事件**

ch. 10. p. 15.

民事侮辱はその性質上、準刑事事件であり、したがって、すべての裁判所規則に厳格に従うことが必要である。この事件において、父が彼の侮辱手続において裁判所規則に厳格に従わなかったとき、母は侮辱とは認められなかった。

③ **S. (L. M.) v. S. (S. J.). (1998) 事件**

ch. 10. p. 12.

この事件において、父は、子と共にアルバータ州に移ろうとする母への制約を取り消す命令に対し、控訴した。訴訟が審理中の父の滞在を取り消すべき母の申立には、特定の監督づきの一晩どまりの面接という条項を含んでいた。母は、父が昼間にのみ面接することに同意しなければ、子を引き渡さないと拒絶した。母は面接条項についての控訴期間の延長を請求し、父は裁判所侮辱の認定を求めた。裁判所は、母による故意の不服従は侮辱に当たると認定した。さらに、彼女の行為は、父に対する係属中の刑事手続による感情的な緊張によって正当化されなかった。控訴は2週間以内に審理される予定になっている。1週間以内に指定された面接が命じられた。

IV マニトバ州

① **Brooks v. Vander Meuler. (1999) 事件**

ch. 10. p. 12.

この事件において、夫婦は合意による変更命令を得た。それによれば、双方はマニトバ州からオンタリオ州の同じ町に移り、彼等の8才と6才の2人の子について、共同で親権を行使すべく定めた。母が合意にもとづいて子と共に移らなかったため、父は彼による子の単独監護への命令の変更と母に対する裁判所侮辱の認定を請求した。

子の監護・面接をめぐる親の裁判所侮辱（再考）

裁判所はこれに対し、子の最善の利益のために分割親権とし、彼等が当初に合意したオンタリオ州の町に移るべきであると認定した。母は合意による変更命令のもとでの義務に従わなかったことを理由に、裁判所侮辱と認定された。

V オンタリオ州

① **Petryczka v. Petryczka. (1993) 事件**

Ist. vol. 10. p. 321.

この事件において、裁判所の命令が父に子との面接を許しているにもかかわらず、母は父が子と面接することを拒否する。裁判所は母が“いかにも”子の福祉に関心をよせているように行動していようと、それゆえに、子との面接を認めることに反対している。裁判所はこれに対し、母を裁判所侮辱として24時間の通常拘禁に処している。

② **Singer v. Singer. (1974) 事件**

Ist. vol. 17. p. 18.

この事件において、裁判所は親が子の監護命令を侮辱し、あいまいな証拠を主張したとしぶしぶ決定した。面接の拒否は故意のものであり、かつ、継続的なものでなければならない。問題となっている命令に従うことを拒否する慎重、かつ、意識的なものが裁判所侮辱となる。

③ **Lipscomb v. Parkinson. (1979) 事件**

ch. 10. p. 16.

この事件において、父は面接命令を侮辱したことを理由に6カ月の拘禁に処せられた。彼の有利に子の監護命令が言渡されたが、1カ月後に子と共に姿を消した。命令は不在中になされ、王立カナダ騎馬警察(R. C. M. P.)が母に協力した。

④ **Rocca v. Rocca. (1990) 事件**

3d. vol. 29. p. 78.

オンタリオ州において、子の監護命令を強制することは、1960年の「家族の責任および扶養料延滞金支払強制法」(The Family Responsibility and Support Arrears Enforcement Act)のもとで、個人またはダイレクターによって行われる。ところで、本件において、子の両親は、母が子を監護することに同意した。彼等は母による監護を3度にわたって肯定した。その後、父は子との面接後、子を手許に留め、子の監護を請求した。ダイレクターは家族扶養計画法(The Family support plan Act)をプロビンス裁判所において適用し、命令を強制するよう請求した。

裁判所はこれに対し、子は母の許に返されるべきであるとし、次のように判断している。すなわち、プロビンス裁判所は子の監護に関する合意を強制する専属的な管轄権を有しており、審理中のカウンティ裁判所の手続にかかわらず、これを強制することができる。当事者は監護を合意の中で扱っており、変更、離婚およびその後の行動によって肯定している。合意を無視すべき理由はない。引続いて母の許にいるのが子の最善の利益であった。監護事件においては、時期が重要であり、父は手続を遅延させるのを許されるべきではなく、合意にさからって子を手許におくべきではない。したがって、子は母の許に返されるべきである。

⑤ **M. (B. P.) v. M. (B. L. D. E.) (1992) 事件**

3d. vol. 42. p. 349.

この事件において、1959年に子が生まれ、両親はその後、4カ月にして別居した。家族はつねにオンタリオに住んでいた。母の妊娠中、父の行動は、息子および彼の家族に対し、分裂的であった。彼の行動は子の出生後、破かい的なものとなり、彼は母を殺すと脅迫した。1985年に母は、彼女自身と子の安全を考え、住居を離れた。子の出生後、父の行動はさらに破かい的なものとなり、エスカレートした。母は娘の監護を請

子の監護・面接をめぐる親の裁判所侮辱（再考）

求し、父による面接を拒否または医師の付き添いを請求した。1986年4月、母は子の監護を認められ、父は1泊どまりで子との面接を監督なしで認められた。1989年9月、母は子を持ってオンタリオに移った。2年後、父も同じく同地に移り、娘との面接を請求して認められた。1989年12月に監督なしで1晩泊りで面接した。そのための準備はすべて、合意のもとに裁判所の命令に従って行われた。面接の問題はその後、医師が父による性的虐待の可能性を理由に中止するようアドバイスした。母は父の面接を拒否し、父は母の裁判所侮辱を主張した。母はそれに対し、面接の終了を請求した。判事は母による侮辱を否定し、父による性的虐待はなかったとしながら、面接を取り消したので、父が控訴した。

裁判所はこれに対し、父の控訴を斥け、次のように判断している。すなわち、父は彼の面接権にとりつかれ、彼の行為が子に及ぼす効果をほとんど理解していなかった。裁判所は事情に重大な変化が生じたときのみ、子の監護または面接命令を変更すべきである。子の最善の利益に影響するか、影響しそうな場合にのみ、命令を変更することが許される。継続的かつ強固なストレスおよびそれらが子に及ぼす影響のみが、重大な事情の変更に該当する。監督付きの面接は、子の生活の中で永続的な特色となるべきではなく、一時的な方法とすべきである。子の生活にとって、監督付きの面接が永続せず、一時的なものに止まるべきである。子にとって彼の父による接触が続くことは災害であり、何の利益もない。父の生物学的関係が子の福祉を無視することは許されるべきではない。事実審裁判所は事実および証拠に関して判断をまちがっておらず、したがって控訴は棄却されるべきである。

⑥ A. (T.) v. A. (F.). (1995) 事件

ch. 10. p. 13.

侮辱は準刑事手続により、侮辱を訴えられた当事者は“犯罪”を充分に承知していなければならない。このような理由から、もし主張された

事故の日付が申立の通知の中でのべられ、かつ、十分に事件の詳細が宣誓供述書の中でのべられておれば、充分であると考えられる。

⑦ **L. (M.) v. R. (K.). (1995) 事件**

ch. 10. p. 14.

証拠によれば、母は合理的な疑いの余地なく、父による子との面接のための訪問と衝突するように、子のためのイベントを計画したが、これは明らかに裁判所の面接命令の侮辱を構成する。

⑧ **B. (I.). v. D. (R.). (1996) 事件**

ch. 10. p. 24.

この事件において、母は子の監護について争いのある間、非監護親である父に対し、根拠のない主張をくり返して行った。裁判所からの警告にもかかわらず、彼女は一方的に、なぜ父の面接は行われるべきでないのか、その理由をねつ造し、子を拾い上げる場所を変更した。母が以前の監護命令を侮辱している旨を宣言するよう求める父の申立は認められ、母は60日間の拘禁に処された。裁判所は、母が継続的に法律をあなどり、父に会いたいという子の要求を否認することは、正当な処罰を正当化すると判断した。拘禁以下では母の行為の正当性を示すのに失敗するであろうし、また裁判の信用を失わせるであろう。弁護人のいない父の費用は1日60ドルと認められた。控訴審において、裁判所はすでになされた9日間の拘禁は、事情のもとで十分な処罰であったと認定した。

⑨ **Follows v. Follows. (1998) 事件**

ch. 10. p. 11.

侮辱は準刑事手続であり、合理的な疑いの余地のない程度に立証されなければならない。証拠によれば、母は慎重・意図的に父の訪問権を阻止するため、一連の行為をしたとの認定を支持することはできないとき、

裁判所侮辱という父の主張は棄却された。

⑩ **Maciborka v. Maciborka. (1998) 事件**

ch. 10. p. 15.

子の監護親である母が裁判所の命令に反して、父が子と面接するのを拒否した。裁判所は、クリスマス前に母を拘禁することは他の子供達にとって余りにも分裂的であることをその理由とした。父の求めた侮辱命令は認められなかったが、申立のための費用は定められており、父によって支払われる子の扶養料から控除すべく命じている。

⑪ **M. (B.). v. W. (N. G.). (1998) 事件**

ch. 10. p. 13.

この事件において、母方の祖父母は父の監護する子と特定の面接を認められていた。祖父母はしばしば父と子の関係を傷つけようと企てたため、孫との面接を禁止された。祖父母は父が面接命令を侮辱したと認定するよう請求したが、棄却された。継続的に父の車を傷つけたり、父を批判する祖父母の行為は、祖父母による規則的・日常的な面接に否定的な影響を及ぼした。さらに、命令がなされた後の祖父母の行為を含むアッセサー（評価人）の報告書の中の証拠は、事情の重大な変更を構成した。いかなる規則的な面接も、祖父母が父に対する彼等の敵意をうまく処理できるまで、計画されるべきではないという。

⑫ **Kassay v. Kassay. (2000) 事件**

ch. 10. p. 17.

裁判所は将来への抑止力として拘禁（imprisonment）を科すことができる。きわめて最近の出来事として、本件において、面接についていくつかの命令が母によって無視された。面接の始まる9分前に母の手書きによる手紙がファックスで父に送られた。裁判所は母に保護観察

(probation) を言渡し、かつ、面接をとり決めた。母が2年以内に命令に違反したとき、30日間の拘禁が言渡された。

以上